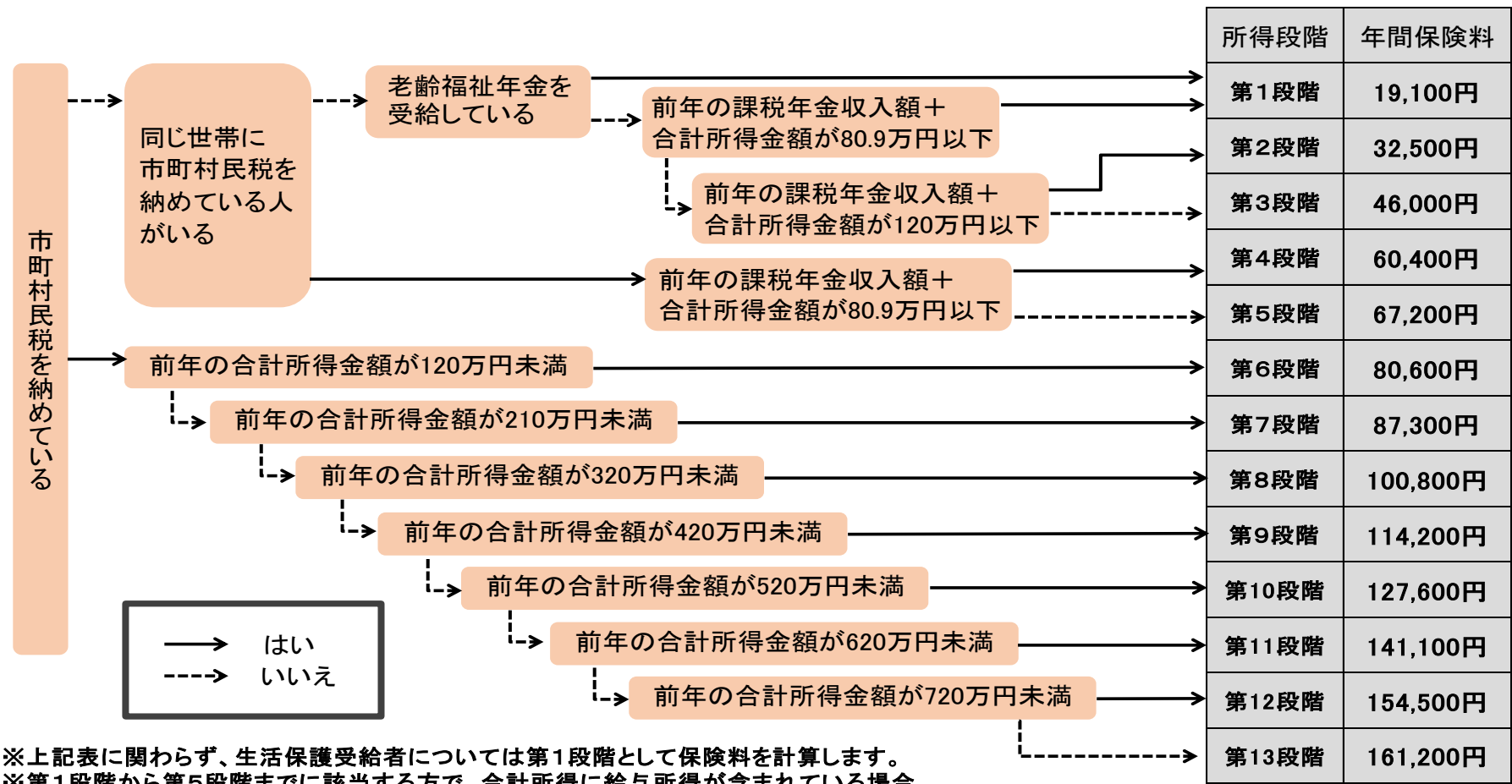


介護保険料算定方法について

65 歳以上の皆さんの保険料は、前年中の所得や本人及び世帯の市町村民税の課税状況に応じて下表のとおり決まります。
令和6年4月から第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度まで)に基づく新たな運営が始まり、保険料の見直しが行われました。



※上記表に関わらず、生活保護受給者については第1段階として保険料を計算します。
※第1段階から第5段階までに該当する方で、合計所得に給与所得が含まれている場合には、当該所得の合計から10万円を控除します。

【用語解説】

世帯…原則として4月1日現在での住民票上の世帯のこと。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達となった場合、その年度はそれぞれ転入日、到達日現在の世帯となる。

課税年金収入額…非課税年金（障害年金、遺族年金など）を除く年金の総支給額のこと

合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと（扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額）さらに、第1段階から第5段階に該当する方については、「年金収入に係る所得額」を控除した額となる。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いる。